

別記第5 標識、掲示板等
【危政令第9条第1号第3号他、
危規則第17条、18条】

第1 「標識及び掲示板」については、危規則第17条若しくは第18条の定めによるほか、次によること。

1 標識及び掲示板の設置については、次によること。

- (1) 製造所等ごとに出入口付近等の外部から見やすい場所に、はっきりと見えるように設けること。
- (2) 材質は耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は雨水等により容易に汚損したり消えることがないものであること。
- (3) 上記(1)及び(2)を満たすものである場合は、施設の外壁等に直接ペイント又はシール等で記入することができるものであること。
- (4) 屋外タンク貯蔵所の標識及び掲示板については、タンクに直接掲示することは認められないこと。〔S37.4.6自消丙予発44〕
なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量及び品名又は名称をそれぞれのタンクに記載した場合は、タンク群ごとに一括して標識及び掲示板を設けることができること。〔S36.5.10自消甲予発25〕
- (5) 製造所においては、原料である危険物の総量と、製品である危険物の総量を比較して、大なるものの取扱数量が最大数量となるが、取扱最大数量に係る危険物であるか否かを問わず、製造所において取り扱うすべての危険物の類及び品名を表示すること。●
- (6) 製造所等の標識に記載する文字は、次表4-5-1を参考とすること。

表4-5-1 標識に記載する文字

区分	記載する文字
危政令第9条第1項第3号に規定するもの	危険物製造所
危政令第10条第1項第3号に規定するもの	危険物屋内貯蔵所
危政令第11条第1項第3号に規定するもの	危険物屋外タンク貯蔵所
危政令第12条第1項第3号に規定するもの	危険物屋内タンク貯蔵所
危政令第13条第1項第5号に規定するもの	危険物地下タンク貯蔵所
危政令第14条第1項第3号に規定するもの	危険物簡易タンク貯蔵所
危政令第16条第1項第5号に規定するもの	危険物屋外貯蔵所
危政令第17条第1項第6号に規定するもの	危険物給油取扱所
危政令第18条第1項第2号に規定するもの	危険物第1種販売取扱所
危政令第18条第2項の規定により準用するもの	危険物第2種販売取扱所
危規則第28条の44第1項に規定するもの	危険物移送取扱所
危政令第19条の規定により準用するもの	危険物一般取扱所

(7) 貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて掲げる掲示板は、次表4-5-2によること。

表4-5-2 危険物に応じて掲げる掲示板

貯蔵し、又は取り扱う危険物	掲示内容	地の色	文字の色
<ul style="list-style-type: none"> 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過氧化物若しくはこれを含有するもの 禁水性物品（令第10条第1項第10号の禁水性物品。） 	禁 水	青	白
<ul style="list-style-type: none"> 第2類の危険物（引火性固体を除く。） 	火気注意	赤	白
<ul style="list-style-type: none"> 第2類の危険物のうち引火性固体 例) 固形アルコール、ゴムのり、ラッカーパテ等 自然発火性物品 第4類の危険物 第5類の危険物 	火気厳禁	赤	白

※「火気厳禁」の掲示板を掲げる製造所等については、「火気注意」の掲示板は省略できる。

2 標識及び掲示板の例は、次によること。

(1) 標識は、次図4-5-1の例によること。

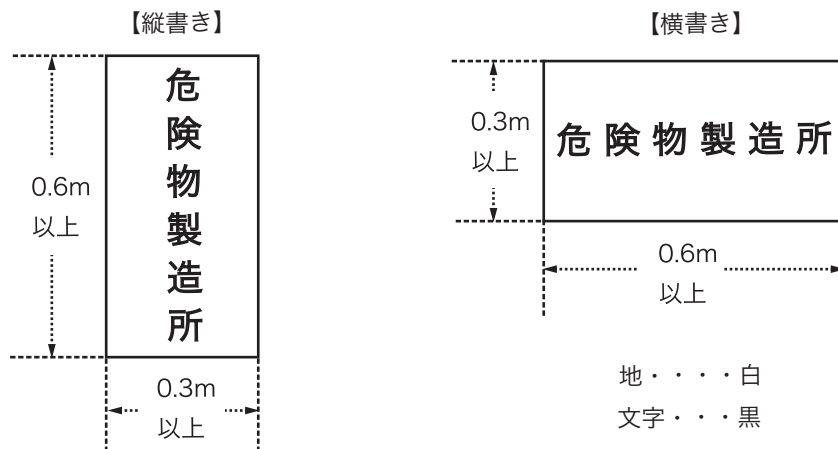


図4-5-1 標識の例

(2) 掲示板は、次図4-5-2の例によること。

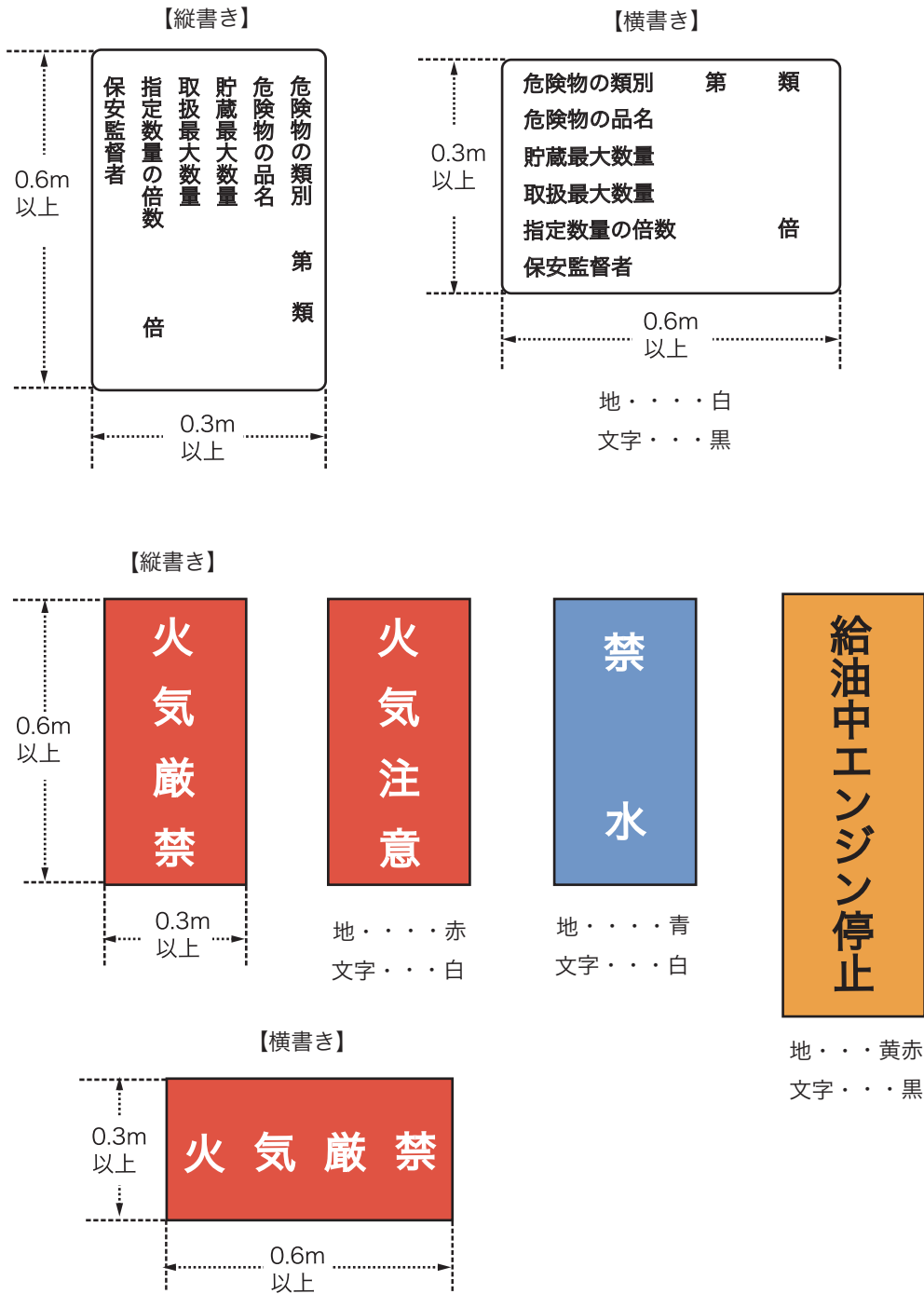


図4-5-2 掲示板の例

第2 危政令第11条第1項第10号ホ又は第10号の2ヲに規定する「掲示板」については、同号及び危規則第18条の定めによるほか、次図4-5-3の例によること。

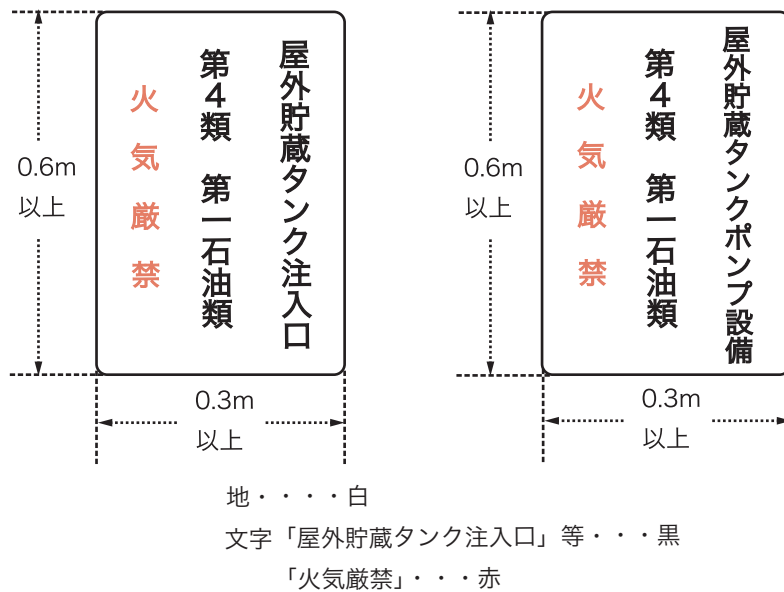


図4-5-3 タンク注入口、ポンプ設備等の掲示板の例

第3 危政令第15条第1項第17号に規定する「標識」及び「表示する設備」については、同号及び危規則第17条第2項の定めによるほか、次によること。〔S48.3.12消防予45〕

1 標識は、次によること。

(1) 標識の材質及び文字

ア 標識の材質は、金属又は合成樹脂とすること。

イ 文字は、反射塗料、合成樹脂製の反射シート等の反射性を有する材料で表示すること。

ウ 標識の文字の大きさは、標識の大きさに応じたものとし、次表4-5-3の例を参考とすること。

表4-5-3 標識の文字の大きさ

標識の大きさ	文字の大きさ
300mm 平方	250mm 平方以上
350mm 平方	275mm 平方以上
400mm 平方	300mm 平方以上

(2) 標識の取付位置

標識の取付位置は、原則として車両の前後の右側バンパとするが、被けん引車形式の移動タンク貯蔵所で常にけん引車の前部に標識を取り付けるものにあつては、移動貯蔵タンクの移動方向の前面の標識を省略することができる。ただし、バンパに取り付けることが困難なものにあつては、バンパ以外の見易い箇所に取り付けることができる。また、ボンネット等に合成樹脂等でできたシートを貼付する場合は、次の要件を満足するものであること。

ア 取付場所は、視認性の確保できる場所とすること。

イ シートは十分な接着性を有すること。

ウ 材質は、防水性、耐油性、耐候性に優れたもので造られていること。

(3) 標識の取付方法

標識は、溶接、ねじ、リベット等で車両又はタンクに強固に取り付けること。

2 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備については、次によること。

(1) 表示内容

ア 表示する事項のうち、品名のみでは当該物品が明らかでないもの（例えば、第1石油類、第2石油類等）については、品名のほかに化学名又は通称物品名を表示すること。

イ 表示する事項のうち、最大数量については、指定数量が容量で示されている品名のものにあつてはkLで、重量で示されている品名のものにあつてはkgで表示すること。

ウ 1の移動貯蔵タンクに2以上の種類の危険物を貯蔵（以下「混載」という。）するものにおける表示は、タンク室ごとの危険物の類、品名及び最大数量を掲げること。

(2) 表示の方法

表示は、直接タンクの鏡板に記入するか又は表示板を設けて行うこと。

(3) 表示の位置

ア 表示の位置は、タンク後部の鏡板又は移動タンク貯蔵所後部の右下側とすること。ただし、移動タンク貯蔵所の構造上、当該位置に表示することができないものにあつては、後面の見やすい箇所に表示することができる。

イ 積載式移動タンク貯蔵所で移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するものにあつては、積載時に表示がアの位置となるよう、前後両面に設けること。

(4) 表示板の材質

表示板の材質は、金属又は合成樹脂とすること。

(5) 表示板の取付方法

表示板は、(3)に定める位置に溶接、リベット、ねじ等により堅固に取り付けること。

3 標識及び表示する設備は、次図4-5-4の例によること。

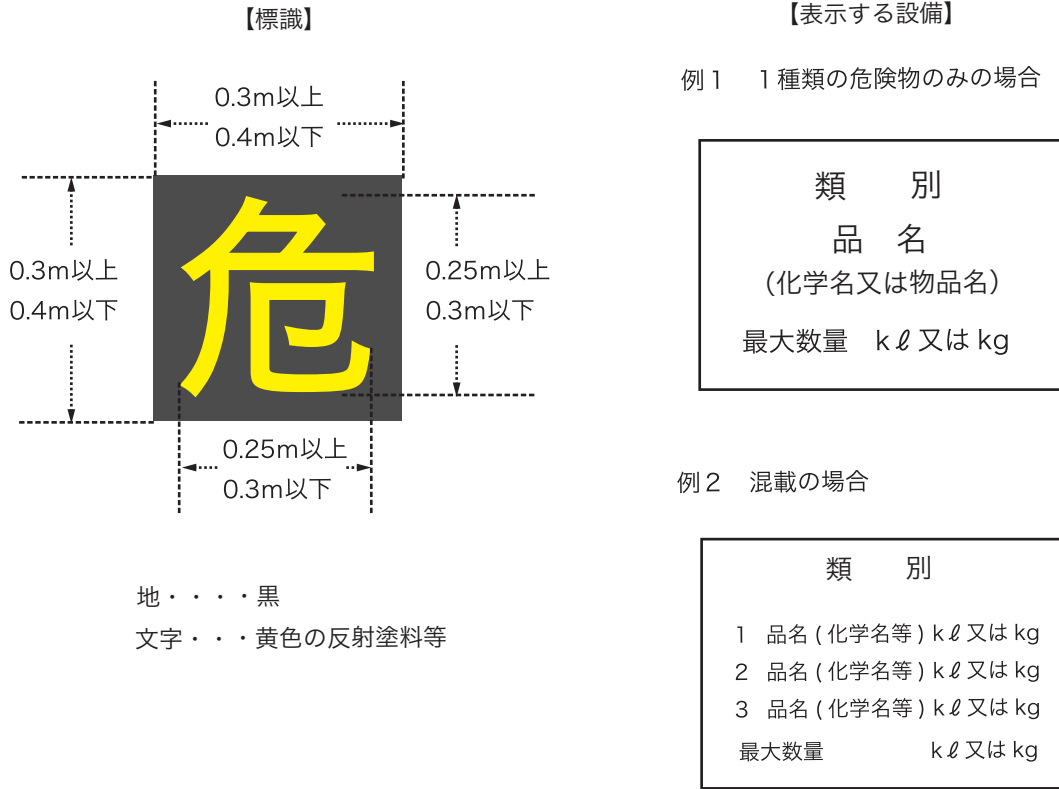


図4-5-4 標識、表示する設備の例

4 積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクの表示【危規則第24条の5第4項第4号】

危政令第24条の5第4項第4号に規定する「表示」は、次によること。(国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所を除く。)[S48.3.12消防予45]

- (1) 表示は左横書きとし、塗料(ペイント)又はシール等を貼付することにより表示すること。
なお、表示の地は白色とし、文字は黒色とすること。
- (2) 第1字句は「消」、第2字句は「さいたま」、第3字句は「設置許可年及び許可番号」とすること。(図4-5-5参照)
- (3) 移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するもののうち当該タンクの鏡板に表示するものにあつては、表示を前後両面に行うこと。

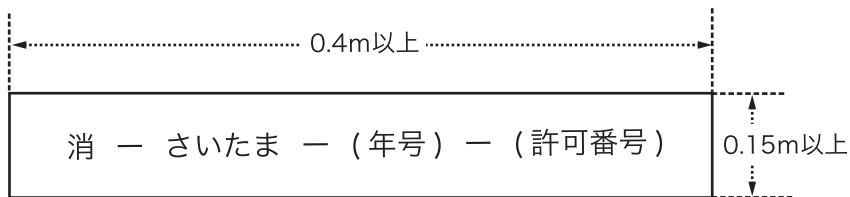


図4-5-5 表示方法の例

